

## 物件事故処理要領について（概要）

〔平成4年2月26日交指発第88号、外発第77号〕  
警察本部長より各部・調・隊・校・署長あて

対号 昭和45年8月20日付発交規指第293号「交通法令違反（反則）事件の適正な捜査処理」通達

物件事故の取扱いについては、対号通達により実施しているところであるが、このたび警察庁において物件事故の現場臨場省略を趣旨として、その要領の一部が改正されたことから、下記の通り要領を定めることとしたので、適正な運用に努められたい。

### 記

#### 1 物件事故処理要領

物件事故（建造物の損壊に係るものを除く。以下同じ。）の処理は、次の要領により行うものとする

##### (1) 認知時の措置

110番又は警察署等（注1）への通報により物件事故を認知した場合、当該事故が次の要件をともに充足するときは、原則として現場見分（注2）を省略するものとする。

ア 警察官による交通流の回復等緊急の措置を講ずる必要がない場合。

イ 当事者が現場見分を希望せず、車両と共に来署（所・隊）することが可能な場合。

##### (2) 受理警察官の措置

前記（1）により、事故当事者が来署（所・隊）した場合において、警察官が警察署等において事情聴取の結果、次の事項に該当することが判明したときは、速やかに現場見分を行うものとする。

ア 人身事故に発展するおそれがあるとき。

イ 運転者の交通違反が明白で、立証が必要となったとき。

ウ その他現場見分を実施する必要があると認めたととき。

注1 警察署、交番、駐在所、高速道路交通警察隊等をいう。

注2 現場に臨場し、実況見分等を行うことをいう。

#### 2 反則行為と物件事故発生原因の認定

交通違反の立件にあたっては、法第125条第2項第3号に規定する「反則行為をし、よって交通事故を起こした者」を認定するについては、厳格にこれを行うこと。

### 3 事故の記録

- (1) 事故の記録に際しては、別記様式の「物件事故報告書」を作成すること。  
この場合、事故状況欄に衝突地点及び事故概要をメモ程度に簡記することとし、前記2の(2)のウに該当する物件事故については現場付近の略図等の添付は要しないこととする。  
また、物件事故から人身事故への切り替え、交通事故をめぐる保険金詐欺事件等に対応するため、必要により、現場見分省略、非省略を問わず関係者の言動等を事故状況欄に記録しておくこと。
- (2) 違反行為を明確に立証でき、立件の対象とした事件については、交通法令違反事件簿を作成するとともに、その旨を必要により前記「物件事故報告書」の処理区分欄に記録しておくこと。

### 4 留意事項

- (1) 高速道路（高速自動車国道法第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路交通法施行令第42条第1項に規定する自動車専用道路をいう。）に比較し二次的な事故や障害発生の危険性が特に高いことから、前記1の(1)のアの要件は厳格に解し、現場に当事者（車）や関係物件（積荷等）等がある場合は、それが他の交通に影響を与えないことが明らかな場合を除き現場臨場するものとする。
- (2) 現場見分を行う場合においても、事故の状況等を考慮して必要に応じ実況見分の簡略化に配慮すること。
- (3) 警察署等において現場見分を省略できる物件事故の届出を受けた場合は、警察署等の管轄区域のいかんを問わず受理し関係書類を作成するものとする。  
この場合、受理警察署は、速やかに発生地を管轄する警察署や高速道路交通警察隊に通報するとともに、関係書類を送付すること。
- (4) 現場省略をした物件事故については、当事者の不安解消等のため別添メモを交付すること。

別記様式

署(隊)長	副署(隊)長 (次長)	交通官	課長	係長	主任				
物 件 事 故 報 告 書									
			交通 地域		係				
届出(第 当事者・その他)・ 警察官の現認・その他			捜査主任官		担当者				
受理番号	署 隊 第 号	受理日時	平成	年 月 日	午 前 後 時 分				
発生日時	平成		年 月 日	午 前 後 時 分	ころ 天候				
発生場所	市 町 郡 村		国・主・県・市・町・村道 線						
第 一 当 事 者	住 所	市 町 郡 村 ( )			運転免許				
	氏 名	生年月日	明 年 月 日生 大 昭 平 ( 歳)		被害程度				
	車 種	自 事	車両番号			処理区分 1 反則切符 2 交通切符 3 特例書式 4 基本書式 5 捜査中 6 指 導 7 違反なし			
	自 賠 責 保険関係	有 契約先 無	証 明 書 番 号						
	事故時の 状 態	運転・同乗(運転者氏名 )・歩行・その他			身柄措置	不拘束・通常・現行・緊急			
第 二 当 事 者	住 所	市 町 郡 村 ( )			運転免許				
	氏 名	生年月日	明 年 月 日生 大 昭 平 ( 歳)		被害程度				
	車 種	自 事	車両番号			処理区分 1 反則切符 2 交通切符 3 特例書式 4 基本書式 5 捜査中 6 指 導 7 違反なし			
	自 賠 責 保険関係	有 契約先 無	証 明 書 番 号						
	事故時の 状 態	運転・同乗(運転者氏名 )・歩行・その他			身柄措置	不拘束・通常・現行・緊急			
事 故 類 型	人 対 車 両	車 両 相 互					踏 切	不 明 調 査 中	
		正 面 衝 突	側 面 衝 突	出 衝 合 い 頭 突	接 触	追 突			そ の 他
示 談	成立・示談中・不成立・その他			現場臨場	有 ( 実況見分 有 無 ) 無				
事 故 状 況	-----					(略図)			
	-----								
	-----								
	-----								

物件事故報告書継続用紙

第 当 事 者	住 所	市 郡 町 村 ( )		運 転 免 許	
	氏 名		生年月日	明 年 月 日生 大 昭 平 ( 歳 )	被 害 程 度
	車 種	自 事	車 両 番 号		処 理 区 分 1 反 則 切 符 2 交 通 切 符 3 特 例 書 式 4 基 本 書 式 5 捜 査 中 6 指 導 7 違 反 な し
	自 賠 責 保 険 関 係	有 契 約 先 無	証 明 書 番 号		
	事 故 時 の 状 態	運 転 ・ 同 乗 ( 運 転 者 氏 名 ) ・ 歩 行 ・ そ の 他			身 柄 措 置
第 当 事 者	住 所	市 郡 町 村 ( )		運 転 免 許	
	氏 名		生年月日	明 年 月 日生 大 昭 平 ( 歳 )	被 害 程 度
	車 種	自 事	車 両 番 号		処 理 区 分 1 反 則 切 符 2 交 通 切 符 3 特 例 書 式 4 基 本 書 式 5 捜 査 中 6 指 導 7 違 反 な し
	自 賠 責 保 険 関 係	有 契 約 先 無	証 明 書 番 号		
	事 故 時 の 状 態	運 転 ・ 同 乗 ( 運 転 者 氏 名 ) ・ 歩 行 ・ そ の 他			身 柄 措 置
第 当 事 者	住 所	市 郡 町 村 ( )		運 転 免 許	
	氏 名		生年月日	明 年 月 日生 大 昭 平 ( 歳 )	被 害 程 度
	車 種	自 事	車 両 番 号		処 理 区 分 1 反 則 切 符 2 交 通 切 符 3 特 例 書 式 4 基 本 書 式 5 捜 査 中 6 指 導 7 違 反 な し
	自 賠 責 保 険 関 係	有 契 約 先 無	証 明 書 番 号		
	事 故 時 の 状 態	運 転 ・ 同 乗 ( 運 転 者 氏 名 ) ・ 歩 行 ・ そ の 他			身 柄 措 置
第 当 事 者	住 所	市 郡 町 村 ( )		運 転 免 許	
	氏 名		生年月日	明 年 月 日生 大 昭 平 ( 歳 )	被 害 程 度
	車 種	自 事	車 両 番 号		処 理 区 分 1 反 則 切 符 2 交 通 切 符 3 特 例 書 式 4 基 本 書 式 5 捜 査 中 6 指 導 7 違 反 な し
	自 賠 責 保 険 関 係	有 契 約 先 無	証 明 書 番 号		
	事 故 時 の 状 態	運 転 ・ 同 乗 ( 運 転 者 氏 名 ) ・ 歩 行 ・ そ の 他			身 柄 措 置
第 当 事 者	住 所	市 郡 町 村 ( )		運 転 免 許	
	氏 名		生年月日	明 年 月 日生 大 昭 平 ( 歳 )	被 害 程 度
	車 種	自 事	車 両 番 号		処 理 区 分 1 反 則 切 符 2 交 通 切 符 3 特 例 書 式 4 基 本 書 式 5 捜 査 中 6 指 導 7 違 反 な し
	自 賠 責 保 険 関 係	有 契 約 先 無	証 明 書 番 号		
	事 故 時 の 状 態	運 転 ・ 同 乗 ( 運 転 者 氏 名 ) ・ 歩 行 ・ そ の 他			身 柄 措 置

別添

お届けになりました物件事故を受理しましたが、以後この事故によって怪我があり医師の  
治療を受けられた時は、すみやかに

警察署交通課（担当 ）

又は

交番・駐在所（担当 ）

へ届けて出て下さい。

その時は、診断書が必要になります。  
破損部位の写真を撮っておいて下さい。

ご 本 人 メ モ

事故発生日時		平成 年 月 日 日午前・午後 時 分
事故発生場所		市 町 郡
相手側	住 所	市 町 郡
	氏 名	
	車両番号 電話番号	

警察署 電話（ ） -